

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigogyo-chiba

# 中小企業ちば

## Contents [Index]

P.3 **活動予定**

平成25年度 中央会の主な活動予定

P.4 **チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～**

金融円滑化法の出口戦略（千葉県中小企業組合士会）

P.6 **全国先進組合事例**

地域に根ざした組合だからこそ有効に機能した「災害支援協定」（千葉市下水管路維持協同組合）

P.7 **組合Q&A**

選挙権は本人出席の者にだけ／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 **シリーズ「躍進企業」**

株式会社KONNOPRO（千葉県貿易協同組合）

P.10 **景況**

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（2月）

P.12 **ご案内**

組合事業年度終了後の事務手続のポイント！

P.14 **中央会だより**

平成25年度 中央会の事務局体制

P.15 **インフォメーション**

平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の公募について



2013  
No.572

4

### ■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

## 平成25年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/ 8	水	<b>監事会</b> 時間：午後 3 時～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室
5/10	金	<b>正副会長会議</b> 時間：午後 2 時45分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/10	金	<b>平成25年度第1回理事会</b> 時間：午後 3 時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
5/24	金	<b>第57回通常総会</b> 時間：午後 2 時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/20	木	<b>専門委員会</b> 時間：午後 3 時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
10/24	木	<b>第65回中小企業団体全国大会</b> 場所：滋賀県大津市 県立芸術劇場「びわ湖ホール」
1/24	金	<b>中小企業団体千葉県新春交流会</b> 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

### ❖お知らせ❖

◆ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。  
①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、  
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス  
また、5月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

◆ 中央会会員名簿

本会の「会員名簿」は電磁式で作成したものをHP上で公開しております。  
ご覧いただくには、本会HP (<http://www.chuokai-chiba.or.jp>) から  
[会員名簿] をクリックし、ID= [     ], パスワード= [     ] を入力して下さい。



## 千葉県中小企業団体中央会

**第57回通常総会** を下記のとおり開催します。

平成25年 5月24日 (金) 14:30～(予定)

会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成24年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (Tel 043-306-3281)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成24年度組合後継者等育成事業（中小企業組合士交流会）			
対象組合等	千葉県中小企業組合士会			
	▼団体データ			
	会長	鈴木 勇	住所	千葉市中央区富士見 2-22-2
	設立	昭和 56 年	業種	異業種グループ
	会員	85人（平成24年3月現在）		
テーマ	「金融円滑化法の出口戦略」			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 経営支援部（Tel. 043-306-3282）			
専門家	GoWest 経営コンサルタント事務所 代表 西 真一（中小企業診断士）			

このセミナーの背景

リーマンショック後の世界同時不況が顕在化する中、2009年9月の法制化以来、長引く不況下での2度の延長を経て、金融円滑化法は3月で終了を迎えました。

この様な折、特に金融円滑化法を適用され金融機関から借入条件の変更を受けている事業主の方、あるいは、長引く不況の中、金融円滑化法が有れば何とか耐える経営を続けてこられた事業主の方、その様な方にとって、金融円滑化法の終了は大きな不安を伴うものと思われまます。

中小企業組合士の皆様におかれましては、組合の事務局として日頃からご活動される中、窮境状況にある組合員事業主の皆様からご相談をされる場面や機会も、在るやと推測致します。

私も診断士も、事業再生支援に携わる中で、金融円滑化法をもっと知って頂きたい、もっと活用して今の窮境状態を少しでも改善して頂きたいと、常に考えておりました。

こうした中で、中央会様から金融円滑化法出口戦略についてのセ

ミナーを開いてもらえないかというご依頼を頂き、セミナーの開催をお引き受けさせて頂く事になりました。

セミナーの内容

今回開催したセミナーに使用した資料は、元々、千葉県診断士協会の「金融円滑化法出口戦略研究グループ」で作成した資料を元にしています。メンバーの中には、事業再生案件を数多くご経験されている大友裕介先生や、現役の某銀行の融資部長もおり、銀行側からの情報や、事業再生案件に携わった中で得られた情報を加えながら、セミナーを進めさせて頂きました。

セミナーは、「1. 金融円滑化法概要」、「2. 金融円滑化法を利用した企業はどんな企業」、とより実践的で、今後組合士の皆様にもご活用いただける事業再生マトリックスや事例を含む「3. 事業再生対応入門」の3部で構成されています。

1. 金融円滑化法概要

本章では、金融円滑化法がなぜ

必要だったか、何を目的として制定されたか、など同法の起りから、2度の改正と延長に至る経緯、現状の関連支援策と適用状況などをご説明した上で、円滑化法の施行状況を統計データでご覧いただき、リーマンショック以降低迷する景気の中でこの法律が有効に機能し、日本の経済を支えていた事をご説明しました。

加えて、金融円滑化法後どのような対応が行われようとしているか、政府は何を目指しているかをご説明しました。

2. 金融円滑化法を利用した企業はどんな企業？

本章では、金融機関、金融庁、債務者の3つの視点でご説明しました。金融機関側では債務者の格付け手法と手続きについて、金融庁側では円滑化法利用先の法定義について、債務者側では、同法適用によってどんなメリットがあるのかをご説明いたしました。

以上2つのパートを終えて、質疑応答に入ると、幾つかご質問を頂きました。

中でも、気になった質問につい

でご紹介させて頂きます。

「セーフティネットの適用（5号認定）が拡大して以来、信用保証協会は100%保証を提供し、保証料は債務者が負担し、銀行は殆どリスクを負う事がない。この様な状況を見ると、金融円滑化法は銀行を守る法律ではないか？」というご質問をお受けしましたが、「金融円滑化法」は貸し渋りや貸しはがしを防止する為の物であり、日本経済における資金の流動性を確保し窮境状態にある事業主が活用できる資金を維持する事で、経済の破たんを防止するモノでありどちらの為の物というものではないという主旨の回答をいたしました。この他にも幾つものご質問を頂き、皆様のご興味が高い事や、同法適用においてご不満もお持ちである事も判りました。

### 3. 事業再生対応入門

本章では、組合員の方々の経営状態が悪化し、何らかの対応が必要となった際、中小企業組合士の皆様がどのような情報を踏まえた上でどのような対応をされると良いのかという点に主眼を置

き、お話をさせて頂きました。以下にお話した内容を抜粋して紹介致します。

#### 【事業再生に関する基礎的知識】

事業再生は事業面の改善と財務面の改善、2つの側面があります。事業面の改善は、現状を踏まえた上で収益の源泉となる強みを見つけ、そこから新たな戦略ストーリーを描くことが大切です。そのためには、ビジネスモデルや業務フロー、製品別や取引先別の収益性分析等を行います。財務面はDES/DDDS等があります。

#### 【企業から相談を受けた場合の対応】

公的な相談先としては、産業振興センターや再生支援協議会、信用保証協会、日本政策金融公庫等があり、各所へ「経営改善・資金繰り相談窓口」が設置されています。返済計画の見直し等の金融支援が必要な場合は、補助金制度を利用した専門家による経営改善計画策定支援を受けられる可能性があります。

#### 【案件事例】

金融機関経由で千葉県産業振興

センター、千葉県中小企業再生支援協議会それぞれに申し込まれた案件で、いずれも専門家が経営改善計画の策定支援を行い、リスクジュールとなった県内事例を2件、組織再編（事業承継）を伴う県外事例を3件ご紹介しました。

#### 【再生スキーム検討時の補助ツール】

事業の毀損度と経営者の続投意欲を軸に、「相談先」、「手続き」、「具体的な実行策」を配置した図表をご紹介しました。また、この図表を用いて再生スキームの描き方（組み合わせの例）をご説明致しました。



▲平成24年度第2回中小企業組合士交流会

#### セミナーを終えて

今回のセミナーでは、約20名のご参加者と、活発なご質問を頂き、組合士の皆様も金融円滑化法の終了について強い関心をお持ちである事が判りました。

又、銀行の対応に大きな不満や不信任をお持ちの方がおられることも判りました。

金融円滑化法は3月で終了しますが、事業主の皆様が抱える問題はその後も継続していきます。

我々は銀行ではありません。事業主の皆様の間でモノを考え、ご提案し、事業主様の行動を手を携えてサポートします。これが中小企業診断士の立ち位置です。

今回のセミナーで私どもが提供申し上げた情報や、私ども自身も、少しでも皆様や、皆様の組合の組合員の方々のお役に立てればと願っております。

組合員の皆様にお困りの方がおいでであれば、お気軽にご相談頂き、少しでも、これまでの苦労が報われるようにお力添えが出来ればと考えています。

（西 真一）

テーマ ソーシャルビジネス

## 地域に根ざした組合だからこそ有効に機能した「災害支援協定」

### 千葉市下水管路維持協同組合

「災害支援協定」に従って「地域に根ざした活動を行ってきた地域の組合」が市の要望や指令を「ワンストップ」で受ける組織力を発揮した事で実現した迅速な震災復興対応。

#### 背景と目的

今回の事例の背景となる「災害支援協定」は、小泉政権が発足し公共投資事業への経済効果が疑問視され、公共事業が減少するとともに、阪神大震災から6年後であった災害時への対応が意識されるという社会環境の中、千葉市への災害時対応を迅速かつ効果的にサードビスし、地域社会に積極的に貢献する事で、組合と組合員の地位の向上を目指して締結されたものである。

#### 事業・活動の内容

協定では、市の要請に応じて、市

と連携して組合が迅速かつ効率的に応急措置等の復旧活動を行う。組合は、復旧活動を行うための、連絡体制、出動体制、資機材の供給体制を整備しなければならぬというものである。

大規模な組織であればあるほど、迅速性や効率性を要求すればするほど、コミュニケーションの管理が重要になる。今回の対応では、組合組織として、組合の理事会は市の要望をワンストップで受け止める体制を整えていただけでなく、市側に提案して早期に命令系統を一元化し、地域に根ざした活動を行ってきた事業者が地元の仕事を請け負うという分業体制を構築した。連絡手段については、携帯電話、FAX、eメール、WEB掲示板と4種類のメディアをその特徴に応じて使い分けるなどの工夫を行い、情報伝達と共有を円滑に統制する組織性を発揮した。

#### 活動の成果

震災対応効果面では、震災当日から危険個所にカラーコーンを設置し、交通規制を行うなど迅速な初期対応を実施、2日目からは本格的復旧工事に入る事ができ、震災から2カ月という短期間で、市内の下水道復旧工事を完了した（その間の出勤人数は延2,049人、使用された重機等車両は延2,050台、テレビカメラ調査延長約36km、緊急清掃延長約10km、処分土砂は約3,000m<sup>3</sup>に上った）。

プロモーション面では、深夜までの献身的な作業が住民の目に留まり、下水管路維持事業者の存在価値を強く認識して頂いた。

組合内部のモラル面では、これまでではなかった異なる事業者間の対話や協力作業が実施され、組合組織としての連帯感や一体感が醸成されており、組織的な機能の

向上や改革について、新しい一歩を踏み出せるような土壌が醸成されつつある。



▲噴砂による液状化被害



▲隆起したマンホールによる舗装の被害

#### 千葉市下水管路維持協同組合

住所：〒263-0042

千葉市稲毛区黒砂2-12-11

設立：平成9年4月

出資金：4,800千円

電話：043-241-3156

URL：twitter.com/chiba\_gesuikan

(ツイッターアカウント)

業種：下水道管路管理業

会員：16人

組合専従者：—

## 組合 Q & A

### 選挙権は本人出席の者にだけ

当組合は、委任状出席の者が多い。選挙は投票で行うが、本人出席の者にしか投票させていない。違法だろうか。

改選期の委任状には「議決権及び選挙権の一切を委任する」と書いてあるのが一般的です。しかし、「選挙権」の文字が入っていない、議決権しか委任していない委任状もたまに見かけます。その場合、選挙については委任されていないと判断すべきでしょうか。それとも、選挙権は議決権の行使と一体と解釈して投票に参加させてよいものでしょうか。

基本的には、委任状に「議決権」とだけ書いてあっても選挙権も含んでいると考えてよいと思われるます。その理由は、総会決議の取消し・無効・不存在確認の訴えに関する中協法の条文には「決議」だけしか書いていないのに「選挙」についても取消し・無効・不存在が適用されるからです。法律が「決

議」の瑕疵の規定を「選挙」についても拡大適用させるのならば、委任状でも同様でしかるべきだと考えるわけです。

総会の招集通知に「役員改選の件」という議案が入っていて、委任状に「議決権」の委任しか書いてない場合は選挙権も与えてよいでしょう。選挙権を委任した覚えはないという組合員が出てくることも考えられますから「選挙権」の文字を委任状に入れたほうがよいことはいうまでもありません。

悩むのは、投票用紙を議場にいる者にしか配布せず、選挙権を本人出席した者にしか与えないことが慣例になっている組合です。委任状に「議決権の行使に関する一切の件」と書いてあり、その言葉に忠実に従って、本人出席した者だけで選挙している組合が問題になるのです。

委任状に「選挙権」の委任は入っていないのだから、選挙は本人出席の者だけで行っている、それに、ほとんどが白紙委任状だから投票用紙を渡す相手が決まらないというわけです。

こう言われると納得せざるを得ないのですが、総会の定足数を満

たせるのか心配になります。委任状を除くと定数割れになるならば、改選議案は、決議取消の訴えの対象になります。

三か月以内に決議取消の訴えが提起されると選挙の事実が取り消されてしまうかもしれません。三か月間何もなければ選挙は有効に成立すると考えられますが、本人出席が著しく少ないと、三か月を超えた後も選挙無効の訴えが提訴される可能性は残るということになります。

委任状を除いても本人出席だけで定足数を満たしているならば選挙は有効に成立すると考えられます。

### ポイント

★委任状が「議決権」となっても選挙権は与えることはできると考える

★選挙権の委任はないとするなら定足数に注意

### 中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）  
第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版刊行物）

### 組合士検定にチャレンジ!!

Q. 総会・役員選出に関する正誤問題です。

- 【第1問】 招集の手続を経ずに、たまたま全組合員が集まったときに決めた事柄を、総会の議決として認めることは許されない。
- 【第2問】 総会の議決に対して、特別利害関係のある組合員は議決権を行使できない。
- 【第3問】 総会の招集は、10日（定款で短縮可）前までに組合員に通知を發すればよい。
- 【第4問】 組合は、総会において直接、代表理事を選出することができる。
- 【第5問】 役員選挙は、総会において行わなければならない。

《解答》【第1問】×（総会は、一定の招集手続に従って開催しなければならないが、全組合員の同意があるときは、この手続を経ることなく開催することができる。たまたま全員が集まった場合、全員の同意によりこれを総会とし、そこで決めたことを総会議決とすることが認められている。）【第2問】×（理事会で特別利害関係人は、議決に加わる権利を有しないが、総会では特別利害関係人も議決権が与えられる。したがって、除名対象の組合員なども議決に参加することができる。）【第3問】×（組合の招集は原則として「10日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない」と規定されている。この10日前の解釈としては「発出」ではなく「到達」とされており「通常到達すべきであった時に到達した」とみなされる。したがって、「発出」はよい。）【第4問】×（代表理事は、理事会で選定することになっていて、総会で選出することは許されない。理事には、理事個人としての責任と合わせて理事会のメンバーとして、代表理事の業務執行を監視する責任もある。この監視的役割を果たした結果の対応として、理事会には代表理事の解任権が与えられている。理事会で解任できるということは、選定も理事会でなければならぬ。）【第5問】○

テーマ ダイヤモンドコアドリルの研磨工程と円心調整工程の一体化による納期短縮

## 千葉県貿易協同組合 組合員企業

# 株式会社KONNOPRO

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

### 経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

### 申請のしやわしは？

当社は、昭和8年に航空機部品メーカーと

してスタートし、同16年の法人化を経て、現在、精密機械部品や建設用掘削重機部品の製造事業を手掛けています。とりわけ、ダイヤモンドコアドリル（建設現場での円筒型孔穴掘削重機のドリル。1本のドリルで掘削できる距離は7〜8mであるため、建設現場においては消耗品としてある程度まとまった数量が必要。）は、当社の中心的取扱製品になっています。

しかしながら、製品の納期がライバル社よりも長いことが当社の弱みになり、シェアを思うように伸ばせない原因となっています。そこで当社は、需要の高い400φ（ファイ）以下サイズのダイヤモンドコアドリルについて、現状では45日かかっている当社の納期を大幅に短縮することができれば、当社がダイヤモンドコアドリルの市場シェアを大きくリードできると考え、今回の経営革新計画の立案と申請に至りました。

### テーマ及び内容は？

#### 1. テーマ

『ダイヤモンドコアドリルの研磨工程と円心調整工程の一体化による納期短縮』

#### 2. 計画期間

▽平成23年7月〜平成26年8月（4年計画）

#### 3. 付加価値額の向上

▽計画時 112,028千円

▽計画終了時の目標伸び率

189,458千円（69.1%）

#### 4. 内容

東日本大震災の後、ビルや橋梁などの強度検査や耐震補強工事が多く実施されるようになり、この作業に不可欠である400φ以下サイズのダイヤモンドコアドリルに対する需要が高まっていることから、当該製品の納期を大幅に短縮するための新たな生産方法を導入する。

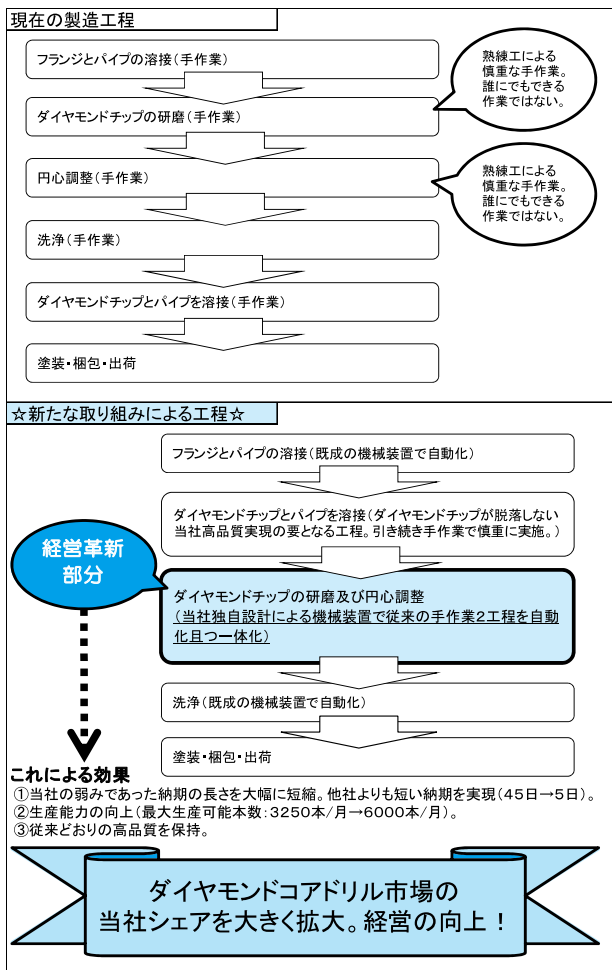
### 新たな取り組みの特徴は？

需要の高い400φ以下サイズのダイヤモンドコアドリルについて、

①ドリル先端チップ（ダイヤモンドカッター）の研磨工程

②ドリルの円心調整（ドリルの回転誤差をできる限り小さくする作業）工程

を全自動化し、且つ、従来は別工程であった



(1)従来は最終段階で行っていたダイヤモンドチップとパイプの溶接作業を前記2工程の前に行う。

(2)右記(1)の作業を経たドリル仕掛品に自動回転を与えて、ダイヤモンドチップの研磨作業を行う。

(3)研磨作業中に、ドリル仕掛品の回転運動の様子をセンサーで自動感知させることにより、回転ぶれを自動で確認させる。

この両工程を同時に実施できるようにすること等で、納期の大幅短縮を図ることとしました。(①は、ダイヤモンドチップを砥石で研磨する作業、②は、ドリルの回転誤差をできる限り小さくする作業で、いずれも熟練を要する作業)

今後は、NC付全自動研削盤の導入と従業員(機械オペレータ担当)の新規採用による体制の整備、営業の強化による顧客の獲得を

**今後の事業展開は?**

これにより、市場シェアトップ企業の7日よりも短い納期で高い品質の製品を他社と同程度の価格で提供できるようになります。

の3点に取り組むことによつて、熟練を要する作業の自動化に成功。他の工程(フランジとパイプの溶接、洗浄)を既成機械で自動化することとあわせ、納期をこれまでの45日から5日にまで大きく短縮させることを目指しました。

**企業プロフィール**

組合名: 千葉県貿易協同組合  
 企業名: 株式会社KONNOPRO  
 代表者: 金野 充  
 所在地: 習志野市新栄1-15-12  
 電話番号: 047-496-3070  
 資本金: 30,000千円  
 従業員数: 27名  
 業種: その他の金属製品製造業  
 E-mail: info@konno-pro.jp  
 URL: www.konno-pro.jp  
 承認年月日: 平成23年6月30日  
 支援機関: 千葉県中小企業団体中央会

◎経営改善への道しるべとなる経営革新計画に係る相談は、本会経営支援部までお気軽にご相談ください。☎043-306-3282

**中央会から**

今回、経営革新計画の立案・作成を行ったことにより、これまでと比べて経営計画の目標が明確になりました。

また、具体的な事業計画・数値目標を設定することで、会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上しました。

今後は、この経営革新計画が目標どおり達成できるように業務を進めていきたいと考えております。

**社長さんの一言**

積極的に行う計画です。



情報連絡員報告を中心とした

# 県内の中小企業動向

平成25年2月期

情報連絡員50名 回答数50名

## 全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。  
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

### 前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4から6に増加。「減少した」業種は8から7に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から7に増加。「減少した」業種は16から15に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は5から7に増加。「悪化した」業種は10から6に減少。

### 前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は6のまま変化なし。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から8に増加。「減少した」業種は15から14に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から9に増加。「悪化した」業種は14から12に減少。

## 製造業

### しようゆ製造

【県内全域】

円安傾向に進んでいるので(主な原料(小麦・大豆)は大部分が輸入品であるので)、コストアップが懸念されるが、販売価格への転嫁は非常に厳しいと思われる。

### 豆腐製造

【県内全域】

原料である大豆、油の価格が高騰、予想以上の上げ幅となっている。原料上昇を商品価格へ転嫁できずに苦しい状況である。

### めん類製造

【県内全域】

2月27日、農水省は25年4月期の政府売渡小麦価格を発表。各麦平均で対前年比9.7%上昇。国際相場の値上がり円安も影響か。原料小麦粉としては、数カ月遅れで製粉会社から値上発表がある予定。

### 乳製品

【県内全域】

全社とも牛乳類の安売りが目立つ(決算時期だから特に)。

### 製材

【県内全域】

好転の兆しが見える。建材類の品不足が目立ち値上げの傾向。

### 印刷

【県内全域】

2月の受注売上は、1月と比較し若干好転した模様。実稼動日数は1月と変わらないが、年度末に向けて仕事が動き出したようだ。

但し前年比では悪化の印象。

### 生コン製造

【県内全域】

需給のタイト化が見られる。セメント、骨材の値上げ要求が強くなっており、生コンも各地で値上げの動きが出ている。

### 電気鍍金

【千葉】

円安・株高になった関係で輸出関連の企業に薄日が出てきた感じ。本来の景況感にはまだ流れが弱い。

### 鉄工

【千葉】

各社動向は、未だ回復途上であり業況不十分。そのような中であるが、期待感をもって注視しているものとして2点、ひとつは政権交代後の円安・株高を背景にムード一変、実態好転への波及期待であり、さらに、中国・米・ヨーロッパとそろって外需不振、そろそろ上昇との期待も大きい。

### 機械部品製造

【野田】

全体に横ばいの状況。業界動向としては、期待感によるものか、見込み生産が見える。

### 機械部品製造

【流山】

燃料費の高騰で今後その他の原材料、資材等の価格が値上がりすることから影響が出る。電気料金が値上げになり、製造コストが増加、企業の負担は大きい。

【機械部品製造】

既存取引量産輸出主体は低調。

国内医療、スタンド向パイプは増注傾向。業界動向は、開発新規及び問い合わせ案件は増えている。

【金属製品製造】

景気回復ムードはあるが、実際の業績に表れていない。

【土砂採取】

生コン価格上昇のトレンドの後押しをするためにも生コン各社への細骨材引渡し価格を値上げしているとの報告もある。

【非製造業】

【総合卸売】

【事務機器・用品】 年度末に向かい、事務機器・用品、学童用品の出荷が前年同期比やや増加。

【漬物製造・卸】 野菜、特に菓物の価格高止まり、コストアップ。販売価格への転嫁難しく、燃料費の高騰もあり、採算性低下。

【食肉卸売】

枝肉価格が好転。円安により、飼料価格の高騰が懸念される。

【建築材料卸売】

品薄感背景に、セメント値上気運。7月頃から本格化する気配。東北特需及び消費税駆込み需要を見込んで新年度出荷は全国平均

で横這い程度。千葉は工事進捗遅れの為、現在前年割れ続く。新年度も今年度を下回ると考えられる。

【自動車解体】

さらに円安傾向が進み、スクラップ価格も月初より約10%上昇、前年同月と同レベルに回復。ただし、新車販売は低調なため廃車発生は低レベルが続く。

【乾物卸売】

昨年比べ生産量は2割強増加しており、相場は終盤に向けて海況を見ながらの弱い展開。

【小売】

厳しい寒さが続き、春物衣料品、装飾品の動きが悪い。今月は営業日数も少なく、顧客の買い控えもあり、非常に厳しい。

【電気機器小売】

1月に引き続き、2月も大変厳しい。先月より商品の動きがない。益々悪くなる気がする。円安の影響でメーカーは回復傾向に向かいつつある。販売は大型店、零細店限らず大変弱い。

【青果小売】

1〜2月はともに営業日数が少なく売上が取りにくい。今年に閑しくは、野菜・果物ともに高値が続き、販売しにくい状況であった。

特に雪により客足が伸びてなかったのが最大の理由かと考える。

【中古車仕入・販売】

タマ不足は下取り車の減少により依然として続いている。オークションでの成約率の上昇は同様に続いており、外国人による海外輸出も円安の動きで好調な状況。

【小売】

寒かったが、さすがに2月になると冬物商品の動きは収まってしまった。食品等は若干減。野菜関係の値上がりあり。新入学関連品は単価が下がった。

【小売】

景気回復の期待感はあるが、未だ消費者の購買力が上向いていないという実感はない。

【印鑑小売】

2月は営業・店売共に前年割れ。特に営業は1月・2月と連続で大きく前年と比べ売上減少。

【小売・サービス】

物販においては端境期になり、良いという事業者は全くなし。飲食は二極化が進行、低価格志向の店は健闘している模様。

【建設揚重】

前月同様の状況で好調が継続するも何時まで続くか不安視している。

る。特に最近の円安で、燃料費その他材料費が値上がりしている。

【遊覧船】

10月〜1月の4ヶ月は昨年比マインナスが続いていたが、2月は20%の前年比増となった。

【一般廃棄物処理】

1月の景気がとても悪かったため、前月比は好転。来月の繁盛期に期待したい。

【学習塾】

個々の塾の経済状況にはばらつきが出てきている。生徒が集まる塾と集まらない塾といった具合に。

【ソフトウエア】

多少好転してきていると感じる企業が出始めている。

【建設】

当連合会加入組合員の受注額は、4,424百万であった。前月比で1,406百万円の減少、前年同月比でも984百万円の減少。地域的には安房を除く全地域で減少。

【貨物運送】

物は動いている気配がするものの2月は日数が少ないため売り上げも伸びず良い気がしない。

【輸出入】

毎月2月は売上減の月、年間でも一番良くない月である。

## 組合事業年度終了後の事務手続のポイント！

### ◎通常総会開催までに行うこと

No.	手続項目	確認事項
①	決算期	組合は、事業年度終了後に正確な決算関係書類を作成するために、諸帳簿の締切等の決算整理手続を行います。なお、剰余金が出た場合は、定款の定めに従って、積み立てや繰越等を行います。また、組合員の加入・脱退等の状況を把握し、組合員名簿の整理及び出資総口数の確認を行います。
②	決算関係書類及び事業報告書の作成	決算関係書類…財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案または損失処理案 事業報告書…総会において、組合員に対して事業内容を報告する書類 記載内容は下記の通り ①組合の事業活動の概況に関する事項 ②組合の運営組織の状況に関する事項 ③その他組合の状況に関する重要な事項【(参照)中協法施行規則第83条～87条】
③	監事による監査	組合は決算関係書類及び事業報告書(監事が業務監査権限を有する場合)について、監事の監査を受ける必要があります。なお、監査に要する時間は、監事、理事の合意があつたとしても、4週間を下回る期間に定めることはできません。4週間を待たずに監査が終了した場合、監査報告を通知することができます。
④	理事会の開催	理事長は、理事会の開催日の1週間前までに、理事に対して招集通知を送付します(理事全員の同意がある場合は省略可能)。理事会における主な議案は下記の通り ①決算関係書類及び事業報告書の承認 ②通常総会提出議案の審議 ③通常総会開催日時及び場所の決定
⑤	決算関係書類の事務所据置	通常総会開催日の2週間前までに「決算関係書類」及び「事業報告書」を主たる事務所に、その写しを従たる事務所に備え置き、組合員が閲覧できるようにします。組合員及び、組合の債権者から閲覧または謄写を求められた際は、正当な理由無く拒むことはできません。
⑥	出資総口数及び払込済出資総額の変更登記	期中に組合員の加入・脱退等により変更が生じた場合、その都度、2週間以内に登記します。なお、決算日より4週間以内に1年度分をまとめて登記することもできます。
⑦	通常総会の招集通知	通常総会開催日の10日前までに到達するよう送付します(受信主義)。総会招集通知には、議案内容のほか、理事会で承認を受けた「決算関係書類」、「事業報告書」、「監査報告書」を添付します。

### ◎通常総会の開催について

No.	手続項目	確認事項											
①	通常総会の開催	通常総会は事業年度が終了した2か月以内(定款の定めにより3か月に延長可能)に開催し、決算関係書類、新年度の事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など、理事会で決めた提出議案について審議します。											
②	議長の選任	総会は議長によって運営されますが、この議長は各総会において、議事の1つとして選任されます。また、議長は公正に議事を進行するために、協業組合を除いて総会の議決に加わることはできません。また、書面もしくは代理人によって、議決権を行使することもできません。なお、総会の議決は過半数で決することが原則ですが、可否同数の場合は、議長が決定権を有しています。											
③	総会の議決事項 <small>(※)定款変更の際は、所管行政庁との事前協議が必要となるケースもあります。認可の手続きをスムーズに進めていくため、議案を総会前の理事会に上程される前に本会までご相談ください。</small>	<p>● 総会の主な議決事項及び議決要件は下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定議決事項</th> <th>特別議決</th> <th>①定款の変更(※) ②組合員の除名 ③組合の解散 ④組合の合併</th> <th>組合員総数の半数以上の出席、その議決権の2/3以上の多数の採決</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定議決事項</td> <td>普通議決</td> <td>①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更 ③経費の賦課及び徴収方法 ④役員改選請求の同意 ⑤規約の設定、変更または廃止</td> <td rowspan="2">組合員総数の半数以上の出席、その議決権数の過半数の議決による。なお、可否同数の際は、議長が決する。</td> </tr> <tr> <td>任意議決事項</td> <td>普通議決</td> <td>①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付又は債務保証の残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過怠金 ⑦その他定款で定める事項</td> </tr> </tbody> </table>	法定議決事項	特別議決	①定款の変更(※) ②組合員の除名 ③組合の解散 ④組合の合併	組合員総数の半数以上の出席、その議決権の2/3以上の多数の採決	法定議決事項	普通議決	①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更 ③経費の賦課及び徴収方法 ④役員改選請求の同意 ⑤規約の設定、変更または廃止	組合員総数の半数以上の出席、その議決権数の過半数の議決による。なお、可否同数の際は、議長が決する。	任意議決事項	普通議決	①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付又は債務保証の残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過怠金 ⑦その他定款で定める事項
		法定議決事項	特別議決	①定款の変更(※) ②組合員の除名 ③組合の解散 ④組合の合併	組合員総数の半数以上の出席、その議決権の2/3以上の多数の採決								
		法定議決事項	普通議決	①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定または変更 ③経費の賦課及び徴収方法 ④役員改選請求の同意 ⑤規約の設定、変更または廃止	組合員総数の半数以上の出席、その議決権数の過半数の議決による。なお、可否同数の際は、議長が決する。								
任意議決事項	普通議決	①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付又は債務保証の残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過怠金 ⑦その他定款で定める事項											
任意議決事項	普通議決	①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付又は債務保証の残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過怠金 ⑦その他定款で定める事項											

④	議決権・選挙権	組合員は、各自1個の議決権と役員選挙権を有しており、この権利は出資口数などに関わらず、全ての組合員が平等です。
⑤	緊急議案	総会では、招集時にあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができますが、定款に別段の規定がある場合は、緊急議案が認められます。ただし、組合員の除名や、役員のリコールなど、事前に手続きを要する事項に関しては、緊急議案によって議決することができません。なお、緊急議案を提案したり、その議決に参加できるのは、自ら出席した組合員に限られます。
⑥	役員選挙	理事及び監事は、定款で任期が定められているため、その任期ごとに総会において定数を選挙する必要があります。役員選挙は、原則として、組合員1人につき1票の無記名投票によって行いますが、出席者全員の同意がある場合は指名推薦の方法を取ることができます。

## ◎年度末決算から総会開催までの組合事務手続一覧表

(この例は、決算日を3月末日、理事会5月14日、通常総会5月29日の場合です。)

No.	手続	日付												
		3/31 4/1	5	10	15	20	25	4/30 5/1	5	10	15	20	25	31
①	年度末締切 組合員名簿整理と出資口数の確認	●												
②	出資総口数及び払込済出資総額変更登記		4週間以内に (4/26までに)											
③	決算関係書類等の作成 ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書 ⑤剰余金処分案又は損失 処理案、事業計画書、収支予算案													
④	監事への 「決算関係書類」「事業報告書」提出	●(4/3)												
⑤	監査報告の内容通知		(原則4週間 通知期間の短縮可)					●(5/2)						
⑥	理事会の招集(理事会の1週間前まで)		(招集期間の短縮可)					●(5/7)						
⑦	理事会開催 ①通常総会提出議案審議の件 ②通常総会開催日時及び場所決定の件 ③その他									●(5/15)				
⑧	決算関係書類事務所備付閲覧										●(5/16)			
⑨	通常総会招集状発送 (中10日以上あけて到達するように発送)		「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」を添付							●(5/20)				
⑩	通常総会開催 ①決算関係書類承認の件 ②事業計画・収支予算決定の件 ③その他提出議案												●(5/30)	

※商店街振興組合は該当しない

## ◎総会終了後の事務手続について

No.	手続項目	確認事項
①	総会議事録の作成	議事録には ①招集年月日、②開催日時及び場所、③組合員数及びその出席組合員数(出席の方法)、④出席理事及び監事の氏名(役員改選があった場合は旧理事の氏名)、⑤議長の名、⑥議事録を作成した理事の氏名、⑦議事の経過の要領及びその結果 を記載します。【議事録は10年間、事務所に備え置く義務あり】
②	理事会の開催及び 理事会議事録の作成	総会において役員改選を行った場合は、代表理事、専務理事等の選出のため、理事会を開催します。 議事録には ①招集年月日、②開催日時及び場所、③理事数及び出席理事数、④出席理事・監事の氏名、⑤議長の名、⑥決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名、⑦議決の要領及びその結果を記載します。
③	決算関係書類の提出	通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類及び事業報告書に総会議事録を添えて、所管行政庁に提出します。
④	役員変更の届出	役員の氏名や住所に変更があった場合は、変更日から2週間以内に所管行政庁に届け出ます。
⑤	定款の変更	定款の変更は、所管行政庁の認可を受けて初めて効力を発揮します。総会において、条文の変更が可決された後、定款変更認可申請書に①変更理由書、②変更しようとする箇所を記載した書面(新旧対照表)、③総会議事録を添えて所管行政庁に申請します。認可書到達後2週間以内に、登記事項の変更登記を行います。
⑥	変更登記	●代表理事変更登記 代表者就任後、2週間以内に行います。なお、同一人物が再任した場合についても、変更登記が必要です。 ●事務所の変更(定款変更を伴う場合がある) 変更から2週間以内に行います。 【事業、名称、地区、広告の方法等を変更する場合は定款変更が必要】 認可書到達より2週間以内に変更登記を行います。
⑦	税務申告	事業年度終了後、2か月以内に、通常総会で承認を受けた決算に基づいて、法人税は税務署、県民税・事業税は県税事務所、市町村民税は市町村へ、それぞれ申告及び納税を行います。

◎本誌平成24年4月号でも「組合事業年度末終了後の事務手続」について見開きで特集しております。  
バックナンバーは本会HPからもご覧いただけますので、ぜひ今号と併せてご確認ください。

## 平成25年度 中央会の事務局体制

平成25年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

\*印は異動・昇格のあった者。( )内は旧職名。

- ▽専務理事 藤原誠
- ▽参与 大熊一行
- ▽事務局長 今関光俊
- ▽事務局次長 興津俊雄、浜野幸男

- 【設立相談室】 参事・事務局次長兼設立相談室長 浜野幸男 (参事・設立相談室長) 副参事・設立相談室副室長 錦織義雄 副参事・設立相談室副室長 鳥居俊夫
- \*設立相談室主幹 齋藤昇 (設立相談室副主幹)

- 【商業連携支援部】 副参事・商業連携支援部副部長 橋本健一 商業連携支援部副主幹 海老根博
- ▽商業連携支援部主査 豊田泰寛
- ▽商業連携支援部主査 鷺崎良哉
- ▽商業連携支援部主事 岩澤龍一

## 【工業連携支援部】

- ▽工業連携支援部主幹 福永正昭
- \*工業連携支援部主幹 東克典 (経営支援部主幹)
- ▽工業連携支援部主査 山内昭紀
- ▽工業連携支援部主査 久保美和
- \*工業連携支援部主査 木村慎吾 (工業連携支援部主事)
- ▽工業連携支援部主事 新井要平

## 【経営支援部】

- ▽参事・経営支援部長 河野弘樹
- ▽経営支援部主査 堀江勇介
- \*経営支援部主査 池澤由寿 (経営支援部主事)

## 【総務部】

- ▽参事・事務局次長兼総務部長 今関光俊
- ▽副参事・総務部副部長 斉藤清
- ▽総務部主幹 田川幸宗
- ▽総務部主査 渡邊幸恵

## ■その他の異動

- 【再雇用】「4月1日付」 古沢安代 工業連携支援部主事 宮崎明美 総務部主事



## 中小企業組合検定試験

平成24年度

### 祝 合格おめでとうございます!!

去る平成24年12月5日(日)に実施された平成24年度中小企業組合検定試験(東京会場)の合格者がこのほど発表になり、千葉県受験者述べ12名のうち下記の6名の方が見事合格されました。おめでとうございます!!

合格者 (敬称略・受験番号順)			
石崎 琢磨	商工組合中央金庫千葉支店	井 汲 万亀子	松戸市清掃事業(協)
高山 昌己	きみつ木材加工(協)	岩 館 慎 介	(協)千葉県労務協会
増田 晃一	きみつ木材加工(協)	根 本 学 典	千葉県自動車整備商工組合

### 中小企業組合士が誕生するまで

#### 中小企業組合 検定試験受験

(組合会計・組合制度・組合運営)

- 申込み…9月上旬～10月中旬
- 試験日…12月の第1日曜日

#### 合格(3科目)

- 1部科目合格については翌年から3年間有効
- 毎年3月上旬に合格発表

#### 認定申請

- 検定試験に合格し、かつ組合等で3年以上の実務経験のある方

#### 中小企業組合士の誕生

- 毎年6月1日付けで認定証書、組合士章、組合士証を交付
- 有効期間5年間 その後更新

## 平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者 試作開発等支援補助金の公募について

公募の  
お知らせ

「平成24年度ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」の公募を以下のとおり開始します（本事業は複数回の公募を予定しております）。

- 中小企業・小規模事業者の皆様向けの補助金で、国が認定する専門家などの助言機関（認定支援機関）と一緒に取り組んでいただきます。
- お近くの認定支援機関は、千葉県地域事務局HPよりご確認ください。
- 事業に関する御質問については、千葉県地域事務局までお尋ねください。

### 1. 事業概要

きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むために、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援します。

### 2. 第1次公募期間

- ◆受付開始：平成25年3月15日（金）
- ◆一次締切：平成25年3月25日（月）〔受付終了〕
- ◆二次締切：平成25年4月15日（月）〔当日消印有効〕

※必ず郵送、宅配便等により千葉県地域事務局あて送付していただくようお願いいたします。

### 3. 公募要領等

当事業に係る公募要領、申請書様式については、千葉県地域事務局（千葉県中小企業団体中央会）HPよりダウンロードしてください。

申請書は、公募要領の注意事項をご確認のうえ、作成してください。

#### （申請書受付先・お問い合わせ先）

千葉県地域事務局

千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部（福永、東、久保）

住 所：〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル4階

電 話：043（223）5851 FAX：043（223）5853

U R L：<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/13/20130318monodukuri3.html>